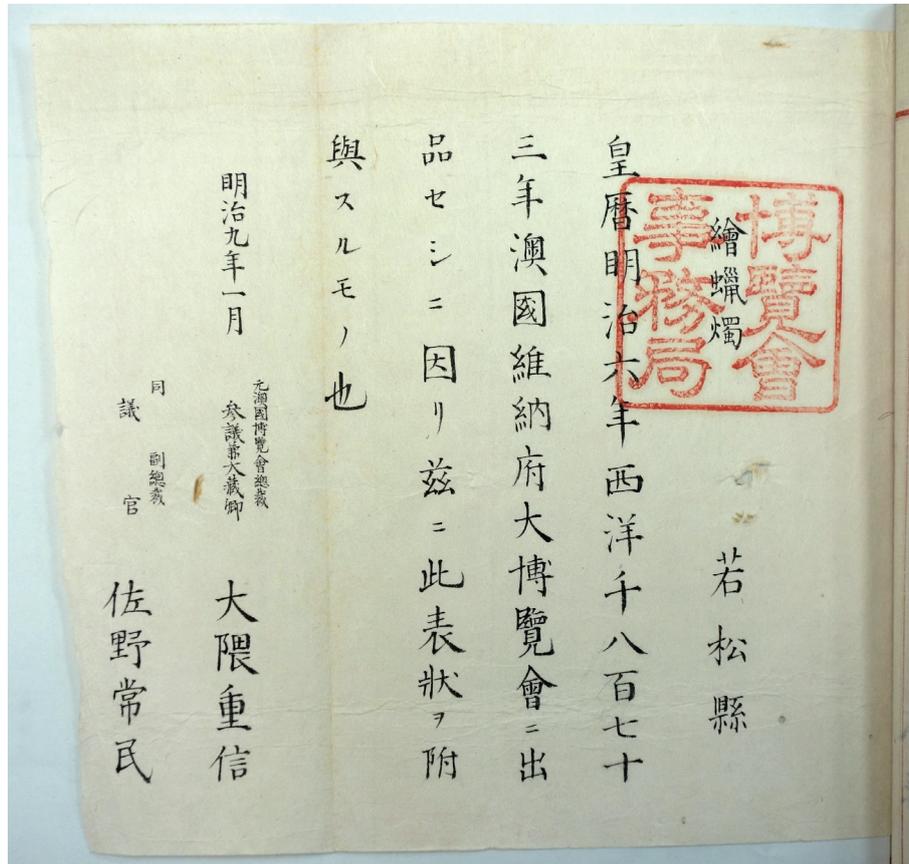


# 福島県史料情報

第48号 平成29年(2017)6月



繪蠟燭出品の表状（「明治・大正期の福島県庁文書」122所収）

## 博覧会・共進会関係の県庁文書について

平成二十八酒造年度全国新酒鑑評会にて、福島県は五年連続金賞受賞数一位に輝いた。この鑑評会は明治四十四年（一九一）に創立された伝統ある会であるが、こうした品評会自体は明治初期より行なわれ、当時は博覧会・共進会などと呼ばれていた。殖産興業の旗印の下、政府は博覧会・共進会への出品を奨励することで、産業技術の革新や製品の品質向上を図ったのである。

この時期に開催された大小さまざまな博覧会・共進会のなかで、最も格式が高かったのは国際的な万国博覧会であった。明治政府は、明治六年のウィーン万国博覧会から公式参加を始め、日本を象徴する優れた工芸品の数々を出品している。そのなかには、若松県（現在の福島県の前身のひとつ）の繪蠟燭も含まれており、県庁文書には博覧会事務局から若松県に宛てられた「表状」（表彰状）が残されている（「明治・大正期の福島県庁文書」一二二所収、写真）。

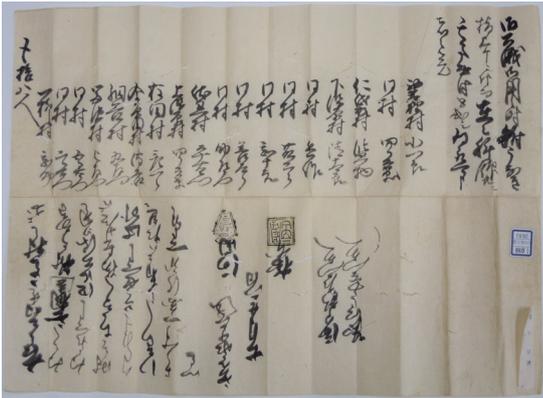
一方、国内でも、全国規模の内国勸業博覧会や地域・部門ごとの共進会などが各地で開催された。当然、福島県からも多くの出品がなされ、県はその取りまとめに奔走している。出品物の種類や点数は時期によって違いがあるものの、総じて養蚕関係（繭や生糸など）が高く評価されたようだ。その背景には、生産者の努力に加え、福島県蚕業学校（明治二十九年開校、現・福島県立福島明成高等学校）の設立など県の支援もあった。

博覧会や共進会に関する簿冊は、主に「明治・大正期の福島県庁文書」の農務部門に分類されている。それらを紐解くことにより、当時の産業の様子や今日に至る発展の道筋を知ることができるであろう。

（山田 英明）

米沢藩政下の伊達郡  
東根郷での鮎・鰻漁規制

第二代米沢藩主上杉定勝の時代であつた寛永十六年(一六三九)七月二十六日、米沢藩の福島郡代河田氏親と同栃本秀親は連名で、伊達郡東根郷内の各村々で鮎・鰻漁を許可した者たちの名前を書き上げた折紙の文書を、東根上郷大肝煎渡部新左衛門・東根下郷大肝煎堀江与五右衛門に対して与えたのである(庄司家文書 I 三六九五)。東根上郷は現在の伊達市保原町および同市伏黒・箱崎のことであり、また東根下郷は伊達市梁川町を指している。



寛永 16 年 (1639) 7 月 26 日付米沢藩福島郡代連署川漁免許状 (庄司家文書 I 3695)

米沢藩の公用で鮎・鰻が必要な際に漁を許可されたのは、東根上郷では下保原・伏黒・上保原・柱田・金原田・富沢・一柳の七ヶ村十四人、東根下郷では栗野・仁袋・細谷の三ヶ村四人、合計では十ヶ村に住む十八人の漁師であつた。特に下保原村では六人の漁師が許可され、水産資源が豊富で漁業が盛んであつたとみられる。また、公用の際には速やかに供出することが命ぜられ、通常は自分用としても捕獲が認められていた。これ以外の者の漁は一切禁止され、処罰の対象であつた。

鮎・鰻の主な漁場は、阿武隈川・広瀬川・伝樋川・金原田川・東根川・高成田川などの河川、砂子堰・富沢堤などの人工的な灌漑用水も含まれていたと考えられる。

ところで、米沢藩の奉行・郡代・代官層が発給する文書様式の特徴は、官途や実名の表記はないことが多く、苗字のみに黒印を据えた書札様式であるという点を指摘できる。

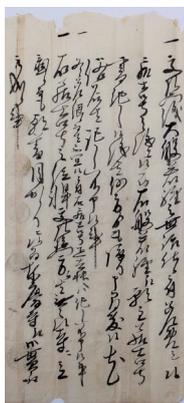
河田氏親の印章は壺形印、陽刻の印文は、口縁部に「河田」、胴部に「寶」と隸書体で彫られている。栃本秀親の印章は二重郭方印、陽刻の印文は隸書体の「調」の字である。

この文書の原本は、二人の宛名人のうち知行石高が多かつた渡部家で保管されたのである。宛名人が二名であつても、原本が二通出されることはなく、堀江家には同文の江戸期の写が伝来している。(渡邊 智裕)

近世農民と破格の戒名

白川郡小田川村(現矢祭町)文書の天明元年(一七八一)「居士号内濟之事」(佐川幸一家文書二六六)は、戒名に関する史料である。上関河内村(同町)の文左衛門は、大般若経の仏事を世話したため、同村禅宗積泉寺から生前に居士号を許され位牌が立てられた。しかし、同村の村役人は、前例が無い事を理由に居士号の贈号に異を唱え、当事者間で決着しなかつた。そこで、表沙汰になるのを懼れた近村の村々が仲裁に入り、和解案が本書に記された。

和解案の一つ目は、文左衛門の貢献を認め、大般若経に願主として居士号を記し、俗名は記載しないこと。二つ目は、過去帳に居士号を記さないこと。三つ目は、積泉寺にある居士号を記した位牌は、目に留まるので東館村(同町)禅宗東慶寺に移すこと。寺法を立て、文左衛門の貢献を称えつつ、この一件が表面化しないよう配慮された折衷案である。以上三点を記した内濟証文が、文左衛門・村役人・積泉寺から東慶



居士号内濟之事 (和解案部分)

寺和尚や小田川村名主らへ送られた。本書からは、当地方の農民が居士号を破格と捉え、憚る意識が垣間見える。居士号は極めて由緒ある家にしからず許されない認識であつた。

一方、当館収蔵の史料には、近世中後期の他地方で、新規に農民へ居士号等が贈号される事例もみられる。全国でも破格の戒名の贈号が増え、表面化し始めたようである。近世判例集「類例秘録」に農民の戒名の事例が二件収められている。いずれも一般農民が院号・居士号・大姉号を用いる事に否定的な見解である。

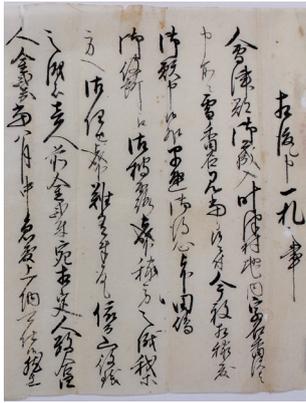
その後、分不相応な位号の使用に対し、天保二年(一八三一)葬式石碑院号居士号の法度が公布される。白川郡伊香村(現塙町)名主文書に、同法度を記す「石碑御法度書之寫」(伊香区有文書七)が伝わっており、農民の石碑への院号・居士号の使用を禁じ、既存戒名も石碑修復時に院号・居士号を除くよう命じている。同法度は相馬中村藩「給人以下諸法度」にも取り入れられており、諸藩も独自に戒名の統制を図っていく。

近世中後期、農民が分不相応な位号を受ける機会は増えたとみられるが、当初は恐懼・受容の姿勢が混在したと思われる。幕末に近づき破格の戒名が増すに連れて、為政者は身分統制・奢侈禁止の見地から戒名統制を強めていった。(小野 孝太郎)

### 「雪香石」の発見と開発

近世期の只見地方は、南山御蔵入領に含まれ、寒冷な高地が多く、一般的な村落に比べて田畑の生産力が低かった。しかし、これを補うように、他の産業発展と資源開発が進んだ。前者は養蚕業の発展や伊北麻(晒布)などの特産品の生産であり、後者は山林に眠る木材・山菜の活用や銅・鉛などの鉱物資源獲得である。特に資源は、通りがかりの者でさえも注目する存在であった。ここでは、会津郡叶津村(現只見町)で発見され、他村の者が開発を試みた謎の鉱物資源を紹介したい。

安政六年(一八五九)七月、越後国蒲原郡葦谷村(現三条市)健蔵と同郡吉ヶ平村(同市)倉蔵らが、叶津村名主の長谷部保三郎へ山定証文「相渡シ申一札之事」(長谷部大作家文書一三三〇)を提出した。健蔵らは叶津村字名香沢の山中で「雪香石」なる鉱物を発見し、開発・掘削



相渡シ申一札之事 (冒頭部分)

することを計画したのである。まずは田島代官所に届け出たところ、健蔵らに開発を任せるとの判断が下った。そこで、健蔵らは叶津村に本書を提出し、山役銭を納める事を条件に、「雪香石」の開発及び周辺の利用益権の取得を願ひ出た。証文で、山役銭は開発者一人につき金二朱ずつ、四人分総計金二分とし、山中の松や用木の伐採を禁じ、山先(山師)を一人立て、目に余る行いがあつた場合は山仕舞する旨が定められた。なお、同年六月付「指上申証文之事」(同家文書一二五七)も本件に関する史料で、本書の前段階で提出された山定証文とみられる。

さて、肝心の「雪香石」だが、管見の限りでどのような鉱物資源であるかを記した史料・文献は見当らない。あくまで筆者の推測だが、会津地方に産地が多く、付近に鉱床があり、音が似た「石膏」の可能性を指摘したい。さらに憶測を挟むならば、表記の似た「雪花石膏(アラバスター)」かもしれない。「雪香石」の正体は今後の課題としたい。

開発の行く末も不明だが、山には様々な魅力的な資源が眠っており、近世期の人々はこれに目を向け開発・活用を図った。そして、本書のように、村落・国境を越えて積極的に資源開発に着手するような事例もあつたのである。(小野孝太郎)

### 河原田盛美と「蚕養手引草」

『蚕養手引草』の板本は、当館収蔵の檜枝岐村文書と佐藤健一家文書に一冊ずつある。後者は、表紙に三頭の跳ね駒が色刷りされ、本文の挿絵も彩色刷りである。このほか、県内には二冊の写本が存在している。

『蚕養手引草』は、会陽(会津)南山の檜枝岐村名主の星氏が南山御蔵入領で養蚕の普及を意図し、万延元年(一八六〇)七月に出版した養蚕書で、中本の一一丁からなる竖帳である。奥書には「星氏蔵板」とあり、その落款は「星」「氏」と読める。序文は万延元年初夏(四月)に会陽南山在住の春夏亭秋冬が書いており、これは星縫殿之助(元禎)の



わらだに桑かけする女性 (『蚕養手引草』、佐藤健一家文書 80)

雅号とみられる。

内容は、蚕養の秘伝を中心に、蚕の良し悪しの見分け方・鼠害の防ぎ方などが一つ書きで記されている。上の図は、女性がわらだに桑かけしている場面で、白沢村(南会津町白沢)出身の桃村が描いており、右下の落款も「桃村」と判読できる。

桃村は、会津藩御抱絵師であつた遠藤香村門人の渡部(馬場)南嶽のことである。この挿絵は香村に入門する前の本名桃村で描いており、年紀が明らかな基準作として貴重な作例といえよう。このほかに、桑を摘む姉弟・蚕の変態などの挿絵がある。

宮沢村(南会津町宮沢)出身で農商務省役人であつた河原田盛美は、『蚕養手引草』を何冊か所有しており、盛美が幼い頃より縫殿之助の訶咳に接して学問をしていたことによるのである。盛美は、明治二十三年(一八九〇)十月以前に農政史家の織田完之に一冊贈っており、盛美と織田が若松県職員時代から知己であつたことと関係するとみられる。

江戸時代の檜枝岐村には信達地域のほかに沼田街道を通じて上野国の養蚕技術も伝わっており、この『蚕養手引草』が伊達郡掛田村(伊達市霊山町掛田)の蚕種製造の先駆者である佐藤友信の生家にも伝来していたことの意味は大きいのである。(渡邊智裕)

### 村人たちの戊辰戦争③

戦時下の人々にとつて、戦局の推移は重大かつ切実な関心事であった。彼らは、領主からの伝達を待つだけでなく、前号で見た個人的な経路も利用して情報を入手していたが、戊辰戦争期には新聞という情報源が新たに加わることとなる。

日本における新聞の嚆矢は、文久元年（一八六一）に発行された英字新聞『ザ・ナガサキ・シッピング・リスト・アンド・アドバタイザー』と言われ、翌年には幕府の蕃所調所による翻訳新聞『官板バタビヤ新聞』も発行されている。以降、新聞は近代社会に不可欠な公器として普及していくことになるのだが、その大きな節目となったのが戊辰戦争であった。

この時期の代表的な新聞としては、慶応四年（一八六八）二月創刊柳河春三の『中外新聞』や同閏四月創刊福地源一郎の『江湖新聞』があり、各紙とも戊辰戦争の報道に力を入れていた。発行者が旧幕臣、発行者が江戸ということなどから、旧幕府よりの記事が目立つ。

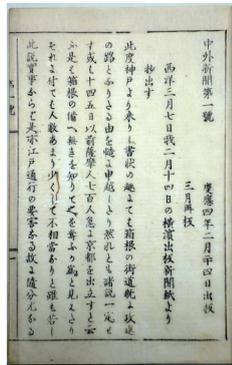
ちなみに、福島県域では、信達四郡役を務めた堀江家に伝わる古文書のなかに、前述の「中外新聞」（堀江正樹家文書一〇七五）が残されて

いる。「慶応四年四月吉日梁川瀬戸屋ヨリ至来」との書込があり、刊行後ほどなく入手していたようだ。慶応四年の四月といえば、三日に仙台藩の会津討伐軍が梁川に滞陣（翌日出立）している。ほぼ各号に「堀江家」と記入されているところをみると、同家では不安にかられた村人たちの求めに応じて閲覧させていたのであろう。

こうした旧幕府側の動きに対して、新政府側も独自に情報の発信を行なっている。慶応四年二月創刊『太政官日誌』や同五月創刊『江城日誌』などの発行である。

新聞の登場により、人々はより多くの情報を簡単に入手できるようになった。しかし、発行者の思惑に従い掲載された記事のいづれが正しいのか（あるいは、ともに間違っているのか）を判断することは容易ではない。

戊辰戦争によって新聞の普及は進み、報道という「戦場」が生み出された。人々は、居住地に関わらず、読者として新たな戦いへと身を投じていったのである。（山田 英明）



中外新聞（堀江正樹家文書 1075）

### 平成二十九年度行事予定 （平成二十九年七月～平成三十年三月）

#### 一、展示公開

「檜枝岐村文書の世界」  
江戸時代から明治初期にかけての史料から、村の景観や生業、明治初期の村政などを読み解きます。  
【会期】七月三十日まで

【解説会】七月二十二日。午後一時から一時間程度。  
「奥会津の古文書」

「長谷部家文書の魅力」  
県重要文化財に指定されている長谷部家文書の魅力をお伝えします。  
【会期】九月九日～十二月二十四日

【解説会】九月十六日、十月十四日、十一月十八日、十二月十六日。午後一時から一時間程度。  
「新公開史料展」

平成二十八年度に刊行した収蔵資料四十八集に収録した国見町の「佐藤五兵衛家文書」をご紹介します。  
【会期】平成三十年一月二十日～三月十八日

【解説会】平成三十年一月二十七日、二月二十四日、三月十七日。午後一時から一時間程度。

二、フィルム上映会  
日本の伝統文化に関する作品の上映。会場はとうほう・みんなの文化センター（県文化センター）視聴覚

室。時間は午後一時から。参加費無料。事前申込不要です。  
【日程】第二回八月十九日「南相馬の炭焼き」ほか。第三回十月十四日「美濃紙の道具づくり」ほか。

三、古文書講座  
「檜枝岐村文書」をテキストに古文書解読の基礎を学びます。  
【日程】八月十九日、九月二日、九月十六日、九月三十日の全四回  
【会場等】とうほう・みんなの文化センター二階会議室。資料代要。時間は何れも午前十時から十二時の二時間。※事前申込が必要です。申込方法等はHP等でご案内します。

四、地域史研究講習会  
地域史料の保存と活用方法や研究などの理解を深める講習です。  
【日程】十一月十一日

【会場等】とうほう・みんなの文化センター二階会議室。資料代要。※事前申込が必要です。

【会場等】とうほう・みんなの文化センター二階会議室。資料代要。※事前申込が必要です。

### 福島県史料情報 第 48 号 平成 29 年 6 月 25 日

編集・発行  
公益財団法人 福島県文化振興財団  
福島県歴史資料館  
〒960-8116 福島市春日町5-54  
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195  
URL <http://www.history.fcp.or.jp/>  
E-mail [history@fcp.or.jp](mailto:history@fcp.or.jp)